関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役　小森　活美

東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL：03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第１の第１項から第１５項における
判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	USB3.0　InGaAs近赤外線カメラ
型番	ARTCAM-991SWIR
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	１０の項（２）　該当 １０の項（４）　該当
判定資料	項目別対比表　添付

■本判定書は、最新（令和8年2月14日施行）の改正政省令に基いて発行されております。
■輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

No.20260214c_33

輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　　（該非判定用）

2026.02.14施行省令等対応　　（ 1／3 ）

貨　物　名： USB3.0　InGaAs近赤外線カメラ
メーカー名： 株式会社アートレイ
型及び銘柄： ARTCAM-991SWIR

別１項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの １０－（２）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （２及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。）

注　釈	判　定　欄	記　入　欄
	該　当　○ 非該当　× 対象外　－	InGaAsセンサを搭載した USB通信タイプのカメラ
［省令］第９条　輸出令別表第１の１０の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		
三　光検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	告示貨物	【○】
イ　宇宙用に設計した固体の光検出器	※	[-]
ロ　イメージ増強管	※	[-]
ハ　イメージ増強管又はその部分品	※	[-]
ニ　宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、 次の（一）及び（二）に該当するもの		[○]
（一）　次のいずれかに該当するもの		[○]
１　熱型でないフォーカルプレーンアレーで あって、 次のいずれかに該当するもの		[○]
一　要素素子が９００ナノメートル超１，０５０ナノメートル 以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、 次のいずれかに該当するもの		[×]　数値（　1250～1350nm ）
イ　応答時定数が０．５ナノ秒未満のもの		[-]　数値（　　）
ロ　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、 最大放射感度が１０ミリアンペア毎ワットを超えるもの		[-]　数値（　　）
二　要素素子が１，０５０ナノメートル超１，２００ナノメート ル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、 次のいずれかに該当するもの		[×]　数値（　1250～1350nm ）
イ　応答時定数が９５ナノ秒以下のもの		[-]　数値（　　）
ロ　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、 最大放射感度が１０ミリアンペア毎ワットを超えるもの		[-] 数値（　　）
三　要素素子を二次元に配列したものであって、 それぞれの要素素子が １，２００ナノメートル超３０，０００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		[○]　数値（　1250～1350nm ）
四　要素素子を一次元に配列したものであって、 それぞれの要素素子が１，２００ナノメートル超 ３，０００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次のいずれかに該当するもの		[-] 数値（　　）
（ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであって、 要素素子の数が３２以下のものを除く。）	]除外	⟪-⟫ 数値（　　）
イ　要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が ３．８未満のもの		[-] 数値（　　）
ロ　同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの		[-]
五　要素素子 を一次元に配列したものであって、 それぞれの要素素子が ３，０００ナノメートル超３０，０００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		[-] 数値（　　）
六　要素素子が４００ナノメートル超９００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであって、 次のイ及びロに該当するもの		[×]　数値（　1250～1350nm ）
イ　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、 ７６０ナノメートルを超える波長における最大放射感度が １０ミリアンペア毎ワットを超えるもの		[×]　※電荷増倍を行うように設計及び改造していないため非該当 数値（　　）
ロ　要素素子の数が３２を超えるもの		[○]　数値（　327,680 ）
２　要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプ レーンアレーであって、それぞれの要素素子がフィルター のない状態において、８，０００ナノメートル以上 １４，０００ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの		[-] 数値（　　）

輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　　（該非判定用）

別１項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの １０－（２）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （２及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。）	注　釈	判　定　欄	記　入　欄
	［省令］第９条　輸出令別表第１の１０の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該　当　○ 非該当　× 対象外　－	
	三　光検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの			
	ニ　宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、 次の（一）及び（二）に該当するもの			
	（一）　次のいずれかに該当するもの			
	（二）　次のいずれかに該当するもの			
	１　白金シリコンを用いたものであって、 素子の数が１０，０００未満のもの		［－］	数値（　　）
	２　イリジウムシリコンを用いたもの		［－］	
	３　アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの であって、素子の数が２５６未満のもの	ひ	［－］	数値（　　）
	４　砒化インジウムを用いたもの	※砒	［－］	
	５　硫化鉛を用いたもの	ひ	［－］	
	６　砒化インジウムガリウムを用いたもの	※砒	［○］	
	７　テルル化水銀カドミウムを用いたスキャニングアレー であって、次のいずれかに該当するもの		［－］	
	一　同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであって、素子の数が３０以下のもの		［－］	数値（　　）
	二　同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あって、素子の数が２以下のもの		［－］	数値（　　）
	８　テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレー であって、素子の数が２５６未満のもの		［－］	数値（　　）
	９　砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォーカルプレーンアレーであって、 素子の数が２５６未満のもの	ひ ※砒	［－］	数値（　　）
	１０　熱型フォーカルプレーンアレーであって、 素子の数が８，０００未満のもの		［－］	数値（　　）
	１１　要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれのの 要素素子が４００ナノメートル超９００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 要素素子の数が４，０９６以下のも		［－］	数値（　　） 数値（　　）
	１２　要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの 要素素子が４００ナノメートル超９００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 一方向の最大の要素素子の数が４，０９６以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が２５０，０００以下のもの		［×］	数値（　1250～1350nm　） 数値（　640　） 数値（　327,680　）

輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　　（該非判定用）

別１項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの １０－（２）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （２及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。）	注　釈	判　定　欄	記　入　欄
	［省令］第９条　輸出令別表第１の１０の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該　当　○ 非該当　× 対象外　－	
	三　光検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの			
	ホ　宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、 次のいずれかに該当するもののうち、ニに該当するもの以外のもの	告示貨物	［-］	
	（一）　熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、 次のいずれかに該当するもの		［-］	
	１　要素素子が９００ナノメートル超１，０５０ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの		［-］	数値（　　）
	一　応答時定数が０．５ナノ秒未満のもの		［-］	数値（　　）
	二　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、 最大放射感度が１０ミリアンペア毎ワットを超えるもの		［-］	数値（　　）
	２　要素素子が１，０５０ナノメートル超１，２００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであって、 次のいずれかに該当するもの		［-］	数値（　　）
	一　応答時定数が９５ナノ秒以下のもの		［-］	数値（　　）
	二　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、 最大放射感度が１０ミリアンペア毎ワットを超えるもの		［-］	数値（　　）
	３　要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が １，２００ナノメートル超３０，０００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		［-］	数値（　　）
	４　要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が １，２００ナノメートル超　３，０００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの （ゲルマニウムのみを用いた要素素子のみを有するものであって、 要素素子の数が３２以下のものを除く。）	］除外	［-］ 《-》	数値（　　）
	一　要素素子の配列方向を基準とする 要素素子の縦横比が３．８未満のもの		［-］	数値（　　）
	二　同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの		［-］	
	５　要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が ３，０００ナノメートル超３０，０００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		［-］	数値（　　）
	６　要素素子が４００ナノメートル超９００ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するものであって、次の一及び二に該当するもの		［-］	数値（　　）
	一　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、 ７６０ナノメートルを超える波長における最大放射感度が １０ミリアンペア毎ワットを超えるもの		［-］	数値（　　）
	二　要素素子の数が３２を超えるもの		［-］	数値（　　）
	（二）　要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレー であって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において ８，０００ナノメートル以上１４，０００ナノメートル以下の波長範囲で 感度を有するもの		［-］	数値（　　）
	七の二　第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために 特に設計した読み出し集積回路（民生用の自動車の ために特に設計したものを除く。）	］除外	【×】 《-》	
			判定結果	該　当

該当項番
① 輸出令別表第１の項番［　10(2)　］
② 貨物等省令の条項号等の番号等
［ 第９条１項第三号ニ　］
［　］

＊告示貨物＝貨物等省令第９条第三号イ、ロ、若しくはホ

※印の項目の判定欄が［○］である場合は、
その項目別対比表も作成すること。

作成年月日　2026年2月14日
作成責任者

会　社　名　株式会社アートレイ
所属・役職　技術部
(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏　　名　小川　亮
内　線
電　　話　03（3389)5488（代表）

輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　　（該非判定用）

2026.02.14施行省令等対応　　（　1／1　）

貨　物　名： USB3.0　InGaAs近赤外線カメラ
メーカー名： 株式会社アートレイ
型及び銘柄： ARTCAM-991SWIR

別１項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの １０－（４）電子式のカメラ又はその部分品 （２の項の中欄に掲げるものを除く。）

注釈	判定欄	記入欄
	該当　○ 非該当　× 対象外　－	InGaAsセンサを搭載した USB通信タイプのカメラ
［省令］第９条　輸出令別表第１の１０の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	【○】	
八　電子式のカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	［-］	
イ　次のいずれかに該当するもの	［-］	
（一）　第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだものであって次のいずれかに該当するもの	［-］	
１　水中用に設計していないもの ］告示貨物	［ ］	
２　水中用に設計したもの	［ ］	
（二）　第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだものであって次のいずれかに該当するもの	［-］	
１　水中用に設計していないもの ］告示貨物	［-］	
２　水中用に設計したもの	［-］	
（三）　第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光検出器を組み込んだもの ］告示貨物	［-］	
ロ　次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。） ］除外	［○］ 《　》	
（一）　削除		
（二）　削除		
（三）　電子式のストリークカメラであって、時間分解能が５０ナノ秒未満のもの	［-］	数値（　　）
（四）　電子式のフレーミングカメラであって、撮影速度が１秒につき１，０００，０００こまを超えるもの	［-］	数値（　　）
（五）　電子式のカメラであって、次の１及び２に該当するもの	［×］	
１　シャッター速度が１マイクロ秒未満のもの	［×］	数値（　20.3マイクロ秒　）
２　信号の読出速度が１秒につき１２５こまを超えるもの	［×］	数値（　137.00こま　）
（六）　モジュール式の構造を有する電子式のカメラ、（（三）から（五）までに該当するものに限る。）のために特に設計したプラグインユニットであって、（三）から（五）までのいずれかに該当するものが有する機能に到達させることができるもの	［-］	
（七）　固体撮像素子を組み込んだビデオカメラであって、１０ナノメートル超３０，０００ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、４から６までのいずれかに該当するもの	［×］	数値（　1250～1350nm　）
１　白黒撮影用のものであって、固体撮像素子の有効画素数が４，０００，０００を超えるもの	［×］	数値（　327,680　）
２　３の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであって、それぞれの固体撮像素子の有効画素数が４，０００，０００を超えるもの	［-］	数値（　　）
３　１の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであって、当該固体撮像素子の有効画素数が１２，０００，０００を超えるもの	［-］	数値（　　）
４　第九号イに該当する反射鏡を有するもの	［-］	
５　第九号ニに該当する光学器械又は光学部品の制御装置を有するもの	［-］	
６　カメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報に注記できる機能を有するもの	［×］	
（八）　スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置であって、次の１から３までのすべてに該当するもの	［-］	
１　１０ナノメートル超３０，０００ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの	［ ］	数値（　　）
２　画素の線状に並んだ固体撮像素子を組み込んだものであって、８，１９２を越えるもの	［ ］	数値（　　）
３　１方向に機械的に走査を行うもの	［ ］	
（九）　第三号ハ（一）に該当するイメージ増強管を組み込んだもの	［-］	
（十）　第三号ニに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	［○］	
	判定結果	**該　当**

該当項番
① 輸出令別表第１の項番　10(4)　］
② 貨物等省令の条項号等の番号等
［ 第９条第八号ロ（十）　］
［　］

＊告示貨物＝貨物等省令第９条第八号イ（一）１、（二）１又は（三）

作成年月日　2026年2月14日
作成責任者

会　社　名　株式会社アートレイ
所属・役職　技術部
（フリガナ）
氏　　名　小川　亮
内　線
電　　話　03（3389)5488（代表）